

県南広域振興局長告示第102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、石鳥谷東部土地改良区（花巻市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

令和8年9月11日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

理事

佐々木 徹 花巻市石鳥谷町新堀第9地割4番地1